

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 平成29年3月10日付け28建政技第285号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 平成29年3月10日付け28建政技第286号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名

平成30年度 県単調査（道路改良）事業に伴う業務
松本糸魚川連絡道路 管内一円（安曇野管内一円）（3）

(2) 業務の目的

本業務は、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の新設区間（安曇野市約5km）について、道路概略計画を策定するにあたり、コミュニケーションプロセスにより地域の合意形成を図りつつ進めていくため、「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」（平成25年7月国土交通省道路局）に基づく計画策定プロセス（ステップ2～5）における技術的検討・支援を行うものである。

(3) 業務内容

1) 計画準備

受注者は、業務の目的、主旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認した上で、業務計画書を作成し、発注者に提出する。

2) 計画策定プロセスの実施

計画策定プロセスにおける技術・専門的検討と、計画検討手順のステップ2～5及びコミュニケーションプロセスの実施に伴う技術的支援を行う。

なお、想定する範囲は以下①～③のとおりとするが、地元説明会等の実施状況により、業務内容、業務期間等は変更の対象とする。

① 技術・専門的検討

ア 技術・専門的検討内容の整理

受注者は、既存の文献（本県や安曇野市の道路行政関係の上位計画など）、（別紙）貸与資料一覧表及び実施中・実施予定業務一覧表に示す過年度の業務成果等及び過去の住民説明会やパブリックコメントの意見を収集、把握し、地域の課題を整理するとともに、計画策定プロセスを進めるために必要な他の追加調査を明確にする。

イ 技術・専門的検討の実施

計画策定プロセスのステップ2～5により、道路計画の地域への合意形成を図るため、技術・専門的検討を実施する。

上記アの整理等により、地域の課題を明確にし、本県及び安曇野市の上位計画における松本糸魚川連絡道路の位置付けも踏まえて道路計画の目標を設定する。

社会情勢の変化を踏まえ、過年度の業務成果（整備効果検討業務）を時点修正するとともに、新たな視点や、安曇野市のまちづくりに関する観点での整備効果等を検討し、安曇野市

や地域へのメリット、デメリットを含めた道路の必要性を確認する。

これまでの過年度業務等により検討した概略設計案を整理、検証及び修正し、地域の課題や道路計画の目標を踏まえ、概略設計案を複数検討する。

実施にあたっては、できる限り定量的、定性的な評価を行うため、わかりやすい評価項目や指標を設定する。なお、本業務には以下の検討は含まれている。

- ・将来交通需要推計 4 ケース程度
- ・過年度及び実施中の業務成果を利用した概略設計 4 ルート程度
- ・地域の課題、道路計画の目標設定、道路計画の必要性及び整備効果（経済、観光、産業など）の分析、整理（過年度に実施した業務成果も利用）
- ・過年度に実施した環境調査の時点修正 文献調査

ウ 各評価項目及び概略設計案の評価

上記評価項目及び概略設計案について、できる限り客観的なデータや指標を用い、定量的、定性的な評価を実施する。

② 計画検討手順に伴う技術的支援

ア 課題の共有と道路計画の必要性の確認（ステップ2）

現状分析、課題、道路計画の目標設定及び必要性等を説明する資料を作成する。

イ 複数案の設定と評価項目の設定（ステップ3）

4 案程度の複数ルート帯を設定する。また、ステップ2 で設定した課題、目標、地域住民の意見や地域の特性等を踏まえた評価項目を設定し、説明資料を作成する。

ウ 複数案の比較評価（ステップ4）

ステップ3 で設定した評価項目により複数ルート帯について比較評価を行い、説明資料を作成する。

エ 最適案の選定、対応方針決定（ステップ5）

ステップ4 での評価を踏まえ、最適ルート帯を選定し対応方針をとりまとめ、説明資料を作成する。

③ コミュニケーションプロセスの実施に伴う技術的支援

本計画を地域全体に周知する手法や、各ステップにおける意見を集約するための手法を提案し、その調査票等の作成及びとりまとめを行う。

ア 住民・関係者等の対象範囲の把握

対象範囲を適切に把握し、様々な住民、関係者等の参画を検討する。

イ コミュニケーション手法の選択

目的、対象者、手法のメリット、デメリット、予算や時間等のバランスを考慮し、情報提供及び意見把握などの手法を検討する。

ウ 段階に応じた双方向コミュニケーションの実施

検討した手法について、双方向のコミュニケーションを実施する。

3) 説明資料の作成

資料については、一般住民がわかりやすい説明資料として作成する。なお、A 1 版及びA 3 版で見やすい資料とする他、パワーポイントや、各ルート帯案のパース図（各ルート 5 枚ずつ合計 20 枚程度を想定）などの資料も作成する。

4) 説明会の支援

説明会の実施にあたり、想定質問及び回答案を作成する。

説明会の議事録をとりまとめ、意見に対する回答案を作成する。

説明会は、ステップ2、4 及び5 は1 回ずつ、ステップ3 は2 回とし、それぞれ1 会場で実施す

ることを想定している。

5) 報告書の作成

当該業務の成果をわかりやすくまとめる。また、概要版についても作成する。

6) 打ち合わせ協議

業務内容の確認や成果内容について協議するものとし、打合せ回数は初回、中間5回、成果品納入時の7回行う。

初回及び成果品の納入時については管理技術者及び照査技術者が立会うこととする。なお、議事録の作成は受託者が行い、打ち合わせ後、速やかに提出する。

7) 旅費交通費

安曇野建設事務所での打合せとし、交通費についてはライトバン運転費（往復4時間/1回）を打合せ協議回数分（7回）計上している。

(4) 技術提案を求める具体的内容

1) 地域の合意形成に向けた「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」（平成25年7月国土交通省道路局）におけるステップ2～5を進めるにあたり、コミュニケーションプロセスを行うための手法（情報提供・計画周知方法、意見把握・収集方法、意見とりまとめ・回答方法、結果分析方法等）

2) 安曇野市における松本糸魚川連絡道路の必要性や整備効果等のわかりやすい説明手法（分析方法、評価方法、見せ方等）

(5) 履行期限 平成32年3月16日（債務負担行為設定済）

(6) 支払い条件

1) 前払い金として、当該会計年度の履行高予定額の3割の範囲内で支払うことができる。

2) 部分払いは行わない。

3) 各会計年度における支払限度額は次のとおり予定しております。

①平成30年度は業務委託料の約10%の金額。

②平成31年度は業務委託料の約90%の金額。

ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがあります。

(7) 業務実施上の要件

① 実施にあたっては、長野県設計業務等共通仕様書を遵守すること。

② 業務遂行のために必要となる既往調査および設計の成果・報告書等については、(別紙)貸与資料一覧表のとおりであり、担当者より貸与する。

③ 本業務は、電子納品及び情報共有対象業務とする。

④ 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。

⑤ 業務の打ち合わせにおいては協議により必要な技術者が出席すること。

(8) 成果品

① 電子媒体 2部

② 紙媒体 2部

(9) その他

松本糸魚川連絡道路のこれまでの説明状況や地元意見については、長野県ホームページの下記を参照すること。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/michiken/infra/doro/matsuito/index.html>

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（道路）を有す

る者であること。

- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく登録のある者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 測量法(昭和24年法律第188号)第57条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日会検第1号)第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 同種または類似の業務の実績を有すること。

高規格幹線道路または地域高規格道路の整備効果分析業務の実績を有すること。※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成15年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務が該当します。

- (11) 当該業務の実施体制
 - ① 配置予定管理技術者は、技術士(建設部門(道路))の資格を有すること。
 - ② 配置予定照査技術者(管理技術者と兼務不可)は、技術士(総合技術監理部門(科目指定なし))又は技術士(建設部門(道路))の資格を有すること。
 - ③ 委託の主要部について、再委託または技術協力が無いこと。
- (12) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (13) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社(常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。)

 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。)

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式

様式 2 号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式 3 号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

① 登録状況

建設コンサルタント登録規定その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

② 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

ア 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

イ 1 人の職員が 2 以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

ウ 資格は、技術士（総合技術監理部門（科目指定なし））、技術士（建設部門（道路））又は R C C M（道路）等とする。

エ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数 10 年未満、10 年以上に分けて記入すること。

③ 同種または類似の業務の実績

ア 会社としての実績とし、記載件数は 3 件以内とする。

イ 実績は、平成 15 年 4 月 1 日から掲示の日の前日までに完了した業務を対象とする。

ウ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

④ 当該業務の実施体制

ア 配置予定の管理技術者について記載すること。

イ 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

⑤ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績について

は、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

⑥ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒399-8205 長野県安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 整備課 計画調査係

係長 関 貴幸 ・ 主査 八木 剛

電話 0263-72-8308

ファックス 0263-72-8882

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成 31 年 2 月 14 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで）

② 提出場所 3（4）に同じ。

③ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント登録規定	・登録されているか
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格の職員はいるか ・有資格職員の経験は豊富か
3 同種又は類似の業務の実績 (会社)	・同種又は類似業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
4 配置予定の技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定者がいるか
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か(当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面により、長野県安曇野建設事務所長から通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、書面(書式自由)により、長野県安曇野建設事務所長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。
- ③ 上記②の回答は、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。
- ④ 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を除く。)
 - ウ 受付方法 原則としてファクシミリによる。なお、到達したことを電話で5(4)の担当者を確認すること。
 - エ 回答方法 原則としてファクシミリによる。

(8) その他の留意事項

- ① 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

① 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

ア 主な業務経歴は平成15年4月1日から掲示の日の前日までに完了した業務とする。

イ 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。

ウ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、

手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

② 技術者動員計画

技術者の職種は適宜設定するとともに、図工等の労務費が必要な場合も計上すること。

③ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

④ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績、手持ち業務量については、これを証する契約書、資格者証等の写しを添付すること。

⑤ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3 (4) に同じ。

② 受付期間 掲示の日から平成 31 年 2 月 14 日 (木) まで (受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで。土曜日、日曜日及び休日は除く)

③ 受付方法 FAX またはメール等とする。

④ 回答方法 ・技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては FAX 又はメール等により回答する。

・発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

⑤ 回答期限 平成 31 年 2 月 18 日 (月)

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成 31 年 3 月 1 日 (土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで)

② 提出場所 3 (4) に同じ。

③ 提出部数 1 部

④ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

① ヒアリング予定日 平成 31 年 3 月 8 日 (現在の概ねの予定。なお、変更の場合がある。) ②

ヒアリング場所等 長野県庁 (詳細については決定次第連絡する。)

各社 20 分程度を予定 (提案者の公募数により前後する。)

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表（様式9-1号）は、契約締結後、公表するものとする。（但し、業者名は特定した業者名のみ公表）

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (30点) 〔注1〕	管理技術者	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な業務経験を有しているか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
手持ち業務量		・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
動員計画及び費用 (15点)	技術者動員計画、費用		・効率的な技術者動員計画（費用）となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (40点)	技術提案の的確性 (10点)		・技術提案を求める具体的な内容に対して的確な提案となっているか
	個別審査項目 (30点) 〔注2〕	独創性	・独創性に優れた内容であるか
		実現性	・提案項目に適合した実現可能な提案であるか
		地域性	・地域の特性を踏まえた提案であるか
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点		・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評点の合計結果			

〔注1〕 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分かるように記載すること。

〔注2〕 個別審査項目は1（4）に示した2項目とし、配点はそれぞれ15点ずつとし、独創性・実現性・地域性の観点で評価を行う。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定したものに対して、長野県安曇野建設事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。

(9) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、長野県安曇野建設事務所長から通知します。
- ② 上記①の理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由）により、長野県安曇野建設事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。
- ③ 上記②の回答は、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に書面により行います。
- ④ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日は除く）

ウ 受付方法 原則としてファクシミリによる。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認すること

エ 回答方法 原則としてファクシミリによる。

(10) 業務予算額 概ね22,000千円（税抜き）

(11) その他の留意事項

- ① 提出された技術提案書は、返却いたしません。
- ② 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ③ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- ④ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報を入手するための窓口は3（4）に同じです。

(3) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。

(4) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休・死亡・退職等の極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することが出来ます。

(5) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。

(別紙) 貸与資料一覧表

- (1) 業務名： 平成 26 年度道路計画調査事業に伴う設計業務委託
箇所名： 松本糸魚川連絡道路 管内一円
受託者： (株) 千代田コンサルタント
工 期： 平成 26 年 10 月 7 日～平成 27 年 5 月 10 日
発注者： 長野県大町建設事務所
概 要： 道路概略設計 (安曇野市～大町市)
- (2) 業務名： 平成 26 年度県単調査 (道路改良) 事業に伴う業務委託
箇所名： 安曇野市 管内一円 (3)
受託者： (株) オリエンタルコンサルタンツ
工 期： 平成 27 年 3 月 19 日～平成 28 年 1 月 4 日
概 要： 整備効果検討 (安曇野市約 5 k m)
- (3) 業務名： 平成 26 年度県単調査 (道路改良) に伴う設計業務委託
箇所名： 松本糸魚川連絡道路 管内一円 (4)
受託者： (株) 千代田コンサルタント
工 期： 平成 27 年 3 月 20 日～平成 28 年 3 月 15 日
概 要： 道路概略設計 (4 ルート比較、H27 公表 B ルート) (安曇野市約 5 k m)
- (4) 業務名： 平成 26 年度県単調査 (道路改良) に伴う調査業務委託
箇所名： 管内一円 安曇野管内一円
受託者： (株) 日さく
工 期： 平成 27 年 3 月 16 日～平成 27 年 6 月 30 日
概 要： 地質調査 (文献調査、物理探査) (安曇野市約 5 k m)
- (5) 業務名： 平成 27 年度道路計画調査 (補助) 事業に伴う調査業務
箇所名： 松本糸魚川連絡道路 管内一円 (2)
受託者： (株) 東京建設コンサルタント
工 期： 平成 27 年 11 月 7 日～平成 28 年 3 月 25 日
概 要： 地下水への影響調査 1 式 (安曇野市約 5 k m)
- (6) 業務名： 平成 27 年度道路計画調査 (補助) 事業に伴う調査業務
箇所名： 松本糸魚川連絡道路 管内一円 (3)
受託者： (株) 建設技術研究所
工 期： 平成 28 年 1 月 27 日～平成 28 年 3 月 25 日
概 要： 河川への影響調査 1 式 (安曇野市約 5 k m)

- (7) 業務名： 平成 28 年度道路計画調査（補助）に伴う設計業務
箇所名： 松本糸魚川連絡道路 管内一円
受託者： (株) 千代田コンサルタント
工 期： 平成 29 年 9 月 15 日～平成 29 年 3 月 13 日
概 要： V R C G 作成（H27 公表 B、H28 修正 B ルート）（安曇野市約 5 k m）
- (8) 業務名： 平成 29 年度県単調査（道路改良）事業に伴う設計業務
箇所名： 松本糸魚川連絡道路 管内一円 安曇野管内一円
受託者： (株) 千代田コンサルタント
工 期： 平成 30 年 1 月 11 日～平成 30 年 5 月 10 日
概 要： 道路概略設計修正（H29 修正 A ルート）（安曇野市約 5 k m）
- (9) 業務名： 平成 29 年度道路計画調査（補助）事業に伴う設計業務
箇所名： 松本糸魚川連絡道路 管内一円（安曇野管内一円）（2）
受託者： (株) 千代田コンサルタント
工 期： 平成 29 年 11 月 29 日～平成 30 年 10 月 31 日
概 要： プローブカーデータ分析（安曇野市～大町市）

(別紙) 実施中・実施予定業務一覧表

- (1) 業務名： 平成 30 年度県単調査（道路改良）事業に伴う設計業務
箇所名： 松本糸魚川連絡道路 管内一円
受託者： (株) 千代田コンサルタント
工 期： 平成 30 年 9 月 3 日～平成 31 年 5 月 30 日
概 要： 道路概略設計
- (2) 業務名： 平成 30 年度道路計画調査（補助）事業に伴う調査業務
箇所名： 松本糸魚川連絡道路 管内一円
受託者： (株) 建設技術研究所
工 期： 平成 30 年 9 月 25 日～平成 31 年 5 月 22 日
概 要： 河川への影響調査（流況解析） 1 式
- (3) 業務名： 平成 30 年度道路計画調査（補助）事業に伴う調査業務
箇所名： 松本糸魚川連絡道路 管内一円（2）
受託者： 未定
工 期： 未定（平成 31 年 2 月上旬～）
概 要： 機械ボーリング 2 本、微動アレー調査（犀川三川合流部）